

第 69 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 28 年 6 月 30 日（木）10:40～11:15

2 場 所 中央合同庁舎第 2 号館（総務省）7 階 省議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、北村部会長代理、河井委員、川崎委員、西郷委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、阿向総務省統計委員会担当室次長、上田総務省統計委員会担当室次長、新井総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官

4 議 事

- (1) 平成 27 年度統計法の施行状況について
- (2) 平成 27 年度統計法施行状況に関する審議の進め方について
- (3) その他

5 議事録

○西村部会長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第69回基本計画部会を開催いたします。

本日、第98回統計委員会におきまして、総務大臣から御報告ありました「平成27年度統計法施行状況報告」について基本計画部会に付託されましたので、今回、基本計画部会を開催することにいたしました。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日の議事は、（１）平成27年度統計法の施行状況について、（２）平成27年度統計法施行状況に関する審議の進め方についての２つを予定しております。配布資料は３種類です。議事の（１）に関して、資料１の「平成27年度統計法の施行状況について」となります。統計委員会の資料と同じものですので、先ほどの統計委員会で用いました資料１を御覧いただきたく存じます。また、議事の（２）に関しては資料２「平成27年度統計法施行状況に関する審議の進め方について（案）」、資料３「平成27年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項についての委員意見」を用意しております。

私からは以上です。

○西村部会長 それでは議事に移ります。まず、「平成27年度統計法施行状況報告」について、総務省から主要なポイントについて、概要の説明をお願いいたします。

○吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 先ほど古賀政務官から西村委員長に提出されました白表紙の平成27年度統計法施行状況報告について、駆け足で説明させていただきます。

表紙をめくった１ページに「はじめに」とあります。ここに施行状況報告とはどういうものであるかということと、本編、別編、資料編の３部構成であることを説明しております。

本編は、基本計画の推進状況、統計法に基づく各統計調査の実施状況をまとめたものです。別編は、基本計画の別表に掲載された事項の一つ一つの進捗状況を整理しております。基本的な構成は平成26年度と同様ですが、平成27年度の特徴は、統計精度の確保が重要なテーマとなって審議していただいたことに鑑み、各統計調査の精度確認の状況についての概況を新たに取りまとめ、記述しております。

では内容に入ります。６ページから８ページは基本計画の推進状況を記載したところですが、７ページに表１があります。ここに平成27年度末時点における基本計画の推進状況が記載されておりますけれども、別表に記載されております全107事項のうち、26年度を着手期限とする事項は57事項、平成27年度を着手期限とする事項が21事項ありまして、これら合わせて78事項につきましては、全て着手済みとなっております。また平成28年度以降を着手期限とする29事項につきましても、22事項が着手済みであり、全体としては107事項中100事項、93.5%が着手済みという状況です。

この表１の上のところに記述されておりますけれども、107事項のうち平成26年度末までに取組を終えなければならない事項が6事項、平成27年度末までに取組を終えなければならない事項が16事項ありまして、これら合わせて22事項につきましては、平成27年度末時点で全て取組を終えたと判断しているところです。

なお、平成26年度末までに取組を終えられなかった事項のうち一つ、国土交通省の観光地域経済調査の次回調査の実施の可否というのがありました。これにつきましては平成26年度末までに結論が出ておらず、昨年度の報告におきましては継続実施とされていたところですが、その後の検討により平成27年度末時点では結論が得られておりますの

で、取組を終えたと整理しております。

8ページの表2に入ります。平成27年度における各府省の主な取組実績を挙げたものですが、後で述べます別編の内容と重複しますので、説明はここでは割愛させていただきます。

以上が本編における基本計画の推進状況になります。

9ページ以降は、「公的統計の作成」について記載しております。初めに基幹統計について記載しております。

9ページの表3に一覧がありますけれども、これは昨年度から変わっておりません。また27年度に指定、変更、解除を行った基幹統計はありませんでした。

10ページの(2)で、国勢統計、国民経済計算について、平成27年度の実施、公表について記載しております。

その下の(3)では、基幹統計調査に係る承認状況について記載しております。

11ページの表4に整理しておりますけれども、総務大臣への申請件数が23件、昨年度と同程度の件数となっております。統計委員会への諮問件数は9件ありまして、こちらも昨年度と同程度です。平成27年度も軽微案件が多かったという状況です。

11ページの(4)ですけれども、統計調査以外の方法により作成する基幹統計を作成する場合、また作成方法を変更する場合は、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知することとされております。平成27年度については1件、社会保障費用統計について通知がありました。

12ページに進みまして、(5)で基幹統計調査の実施状況です。表5にありますとおり、平成27年度に実施した基幹統計調査は38件でした。周期調査としては国勢調査、社会教育調査、2015年農林業センサスが実施されております。

続いて(6)、下のところですが、基幹統計の公表の状況です。表6にありますとおり、平成27年度に公表した基幹統計調査は46件でした。

続いて、13ページの(7)ですが、ここは今回の報告で追加した項目です。皆様御承知のとおり、昨年度、統計委員会において、経済財政諮問会議から統計改善に関する検討の要請を受けまして、施行状況審議の一環として審議を行っていただきました。その結果、総務大臣に対して統計法55条3項に基づく改善意見が示されました。

後ほど30ページに出てきますが、この3月にいただいた意見では、統計的手法を活用した統計作成・提供の改善を図る取組を進め、統計精度の向上を図ることや、継続的に統計委員会が統計技術的な視点から精度向上策や審議とフォローアップを行い改善の取組の進捗を確認するためにPDCAサイクルを構築して、従来の枠組みにとらわれることなく統計改善の取組を図ることが求められております。

この意見を踏まえまして、平成27年度施行状況報告を取りまとめるに当たりまして、統計の精度に関連する事項を3点、報告内容として追加しております。

1点目は標本交替の状況です。14ページの表7の右側の方にありますけれども、平成27年度に公表を行った基幹統計調査41件のうち全数調査など標本交替を要しないものが22件、一度に全ての標本を交替している調査が14件、標本の交替を分割して行っている調査が5

件となっております。

2点目は欠測値補完の状況です。表8ですけれども、集計に当たりまして未回答項目があった場合に、欠測値を補完していないものが14件、未回答事項の一部又は全項目について欠測値を補完して集計している調査が18件となっております。

3点目は統計精度確認の状況ですけれども、15ページの表9にありますとおり、公表した結果の精度について、達成精度により確認しているものが13件、回収率により確認しているものが19件、回答不詳の割合により確認しているものが2件、その他で確認しているものが5件となっております。複数の方法により統計精度の確認を行っている場合は、それぞれの方法に重複して計上しております。

続いて一般統計調査の記述になります。16ページの表10を御覧ください。平成27年度に総務大臣が承認した一般統計調査75件で、昨年度より約10件増えております。

また、一般統計調査の実施状況ですけれども、表11のとおり188件となっております、昨年度と同程度の件数となっております。

公表の状況ですけれども、17ページの表12のとおり162件となっております。

その下の(4)ですけれども、先ほどの基幹統計調査と同様に、一般統計調査につきましても統計精度確認の項目を追加しております。基本的な構成は基幹統計調査と同じですので、説明は割愛させていただきます。

少し進んで19ページを御覧いただけますでしょうか。都道府県、政令指定都市が統計調査を行おうとする場合は、あらかじめ総務大臣に届出が必要となっておりますが、1ページめくって20ページの表16のとおり、平成27年度は新規実施の届出が115件、変更の届出が107件ありました。

また、その下の表17のとおり、平成27年度に都道府県、政令指定都市が実施した統計調査は509件となっております。

なお、表の下の注に小さく書いておりますけれども、熊本県と熊本市につきましては、平成28年熊本地震により報告が困難と判断し、集計から除いております。

続いて、届出独立行政法人等が行う統計調査についてですけれども、具体的には日本銀行が行う調査が該当します。平成27年度の実施件数は4件となっております。

続いて事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況です。事業所に関する統計の作成を行うときに、事業所母集団データベースの情報の提供を受けることができるというものです。

国の行政機関等が提供を受けた件数は、表18のとおり、144件となっております。提供を受けた目的は、調査対象の抽出を目的としたものが大半です。

また、事業所母集団データベースを活用して事業所が過度に調査対象になることがないよう重複是正をすることと、調査に当たった事業所については、きちんと調査履歴に登録をするという取組を行っております。

これは22ページの表19になりますけれども、重複是正は調査対象79件のうち、実施した調査が70件なので、97.5%の実施率となっております。調査履歴登録の方は、同じく100%の実施率となっております。いずれも昨年度より実施率が増加しております。

それから「6 統計基準の設定」ですけれども、統計基準は5つあります。この数は変更ありません。平成27年度に廃止又は変更を行った統計基準はありませんが、平成27年2月に公示されていた「疾病、傷害及び死因の統計分類」が平成28年1月に施行されました。

続いて下の方、「7 法に基づく協力要請」ですが、統計調査を実施するに当たっての関係機関の協力の要請や応諾の状況を記載しております。

24ページからは、調査票情報等の利用及び提供について記載しております。

表21にありますとおり、統計調査を行った機関において、自ら調査票情報を二次利用する件数は596件となっております。

25ページの表22は、ほかの機関に調査票情報を提供するものに係る表です。左側の法33条第1号が、ほかの公的機関へ提供する件数で、こちらは2,585件。右の法33条第2号が、公的機関と同等の公益性を有する研究を行う研究者等に提供するもので、こちらは267件となっております。

続いて26ページ、オーダーメイド集計の状況ですけれども、平成27年度末現在、オーダーメイド集計の対象となっている統計調査は26調査。年次分もカウントすると259年次分あります。

表23で実際の提供件数が書いてありますけれども、22件となっております。

その下は匿名データの作成及び提供ですけれども、平成27年度末現在、対象となるのは7調査。年次分をカウントすると43年次分あります。

表24に平成27年度の匿名データの提供件数実績が39件となっております。

27ページの下の方で、「5 調査票情報等の適正管理のための措置」がありますけれども、それぞれのところで適正管理にしっかりと取り組んでいるということを記載しています。

29ページからは、統計委員会について記載しております。統計委員会、部会の開催実績等は皆様御承知の内容と思いますので、説明は割愛させていただきます。

また、先ほど基幹統計調査の精度の確認状況のところで御説明しましたとおり、30ページで統計精度の確認の項目を入れることとなった背景を記述しております。

それから31ページ、32ページは、そのほかとして、e - S t a t による統計情報の提供の状況や罰則等について記載しております。

以上が本編になります。

33ページから71ページは別編になりますけれども、例年同様、基本計画別表に記載された各事項の取組状況を、この別編で整理しているものです。

また、ただ今別表に記載された事項と申し上げましたけれども、昨年度と同様に、基本計画本文の記述に関しても、可能な範囲で取組状況を記載しております。この別編の中で計画本文記載事項と書かれている箇所が該当部分になります。

34ページを御覧いただけますでしょうか。見開きの左ページは基本計画における記載の部分であり、右ページは平成27年度検討状況または進捗状況がどうだったかということを整理したものです。別編だけでかなりボリュームがありますので、平成27年度末までの取組が求められている事項を中心に、主な事項に絞って説明いたします。

36ページの一番下のところです。「エ 一次統計等との連携強化」、経済センサスと書いてあるところです。産業連関表及び国民経済計算における経済センサス - 活動調査の結果の活用を書いているところですが、産業連関表については平成23年表において、24年経済センサス - 活動調査のデータを利用しております。また国民経済計算につきましても、今年12月に予定している次期基準改定において、24年経済センサス - 活動調査のデータを利用して作成された23年産業連関表の結果を反映させるよう作業を進めたところです。

38ページ、こちらが一番下になります。平成28年経済センサス - 活動調査の実施に向けた同調査計画の見直しですが、これに関しましては、皆様御承知のとおり、個人経営者向けに簡素化した調査票の作成等を含む見直された調査計画について、昨年度御審議の上、答申をいただいたところです。同調査は、見直された調査計画に基づいて、現在6月に調査が行われているところです。

40ページの一番上のところです。平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査のあり方ですが、これに関しましては総務省における検討の結果、母集団情報の整備のための調査である経済センサス - 基礎調査についての今後の方針が今年2月に取りまとめられたところです。

この方針には、経済センサス - 基礎調査を5年に1回の実施から、今後、事業者の開廃業状況等を経常的に把握する方法に変更することや、地域別、属性別、規模別等の事業所数等を把握する統計を小地域単位で毎年度作成することなどが盛り込まれております。

その下に、続きまして経済センサス - 活動調査の中間年における関連する大規模統計調査を含めた調査期日のあり方等についての枠組みの検討ですが、これに関しましては、関係府省によるワーキンググループでの検討を経まして、今年3月に報告書が取りまとめられております。

ワーキンググループでは対象とする調査の範囲、実施時期、業務の標準化等について検討されております。その結果、例えば中間年における大規模統計調査の調査期日に関しては、経済センサス - 活動調査との比較可能性の確保等の観点から、原則として、6月から7月の間の1日とすることとしております。

42ページのイの2つ目の丸のところですが、売上高等の集計に関する消費税の取り扱いです。これに関しましては、関係府省によるワーキンググループでの検討を経まして、消費税込み、税抜きのデータが混在して集計されている主要構造統計調査において、消費税抜きのデータを税込み補正して集計、公表するための標準的な指針である、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」が昨年5月に策定されております。その後、消費税率変更と軽減税率導入にも対応可能なガイドラインへの充実に向けて検討を行うこととしており、平成28年度末までに改定案を取りまとめる予定となっております。

その2つ下、(3)の真ん中の丸です。経済産業省の第3次産業活動指数の基幹統計化の検討ですが、これに関しましては精度等の向上が基幹統計化の前提とされており、一次統計データの制約から更なる精度向上が難しいため、基幹統計化はできない

との結論が出されております。

同じページの一番下、事業所調査における同一企業内取引の把握可能性の検討ですが、これに関しては、関係府省によるワーキンググループでの検討を経まして、今年3月に報告書が取りまとめられました。結論としましては、同一企業内取引を事業所調査で把握することは困難としつつも、企業活動をよりの確に把握する観点から同一企業内取引の把握は重要と考えられるため、企業単位での把握可能性を引き続き検討していくこととしています。

48ページの下から4段目、(4)の最初のところです。国土交通省の建築物リフォーム・リニューアル調査の見直しですが、これに関しては改装・改修工事と維持・修理工事に分けた投資額の把握といった調査計画の見直しが行われ、昨年11月に総務大臣により承認されたところです。今年度から見直し後の計画に基づく調査が実施される予定です。

それから少し進みまして、52ページの(3)の3つ目の丸ですけれども、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える縦断調査の実施です。これに関しましては昨年度の施行状況審議でも取り上げられたところですが、文部科学省と厚生労働省による検討、調整の結果、21世紀出生児縦断調査のうち平成13年出生児に係る縦断調査を、文部科学省が実施主体となって厚生労働省と共管して、平成29年1月から実施することとなりました。

58ページに進んでいただけますでしょうか。(3)の4つ目の丸です。政府統計オンライン調査総合窓口の改善やモバイル機器の普及への対応ですけれども、これに関しましては総務省で政府統計オンライン調査総合窓口の機能改善を行ったほか、内閣府や国土交通省の所管統計調査において、スマートフォンやタブレット端末による回答を可能とする対応がとられたところです。なお、政府統計オンライン調査総合窓口は平成30年1月のシステム更改で大規模改修が予定されております。

62ページの上の方に統計調査事務地方公共団体委託費の話ですけれども、再任用短時間勤務職員を平成29年度から統計専任職員の対象とする方向で準備を進めていることが書かれております。

それから同じページの(4)、大規模災害への対応ですけれども、関係府省によるワーキングでの検討を経て、今年3月に総務省政策統括官室で「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」を決定いたしました。平成28年度以降は、これに基づき各府省における行動計画の策定の促進を図る予定です。

64ページの(2)のところですか。国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえた公的統計へのプロセス保証という話ですけれども、この「公的統計の品質保証に関するガイドライン」でのプロセス保証の導入に関しましては、今年2月に同ガイドラインを改定したところです。

66ページの下の方に4の(1)があります。ここにオーダーメイド集計の利用条件の緩和の話が挙げられておりますけれども、企業の研究利用の促進を図りつつ、利用目的や公表などである程度の制約を課すこととし、ガイドラインや省令等の改正を行いました。改正後のガイドラインは4月1日に施行しております。またオンデマンド集計に関しては、実用化に向けた検討を進めているところです。

68ページで（２）の２つ目の丸ですけれども、e - S t a tにおける利用者の利便性向上、統計データの高度利用の検討の話です。平成26年度中にA P I機能の付加等の機能充実が行われたところですが、さらに27年度は、総務省が福井県や統計センターと連携して、リンクト・オープンデータ、L O D形式で統計データを提供する「オープンデータモデル事業」を実施しております。

以上が別編になります。

資料編が73ページ以降にありますけれども、これは本編の補足資料及び一部は別編の補足資料であるため、説明は割愛させていただきます。

以上が平成27年度統計法施行状況報告の説明なのですが、1点、平成26年度の施行状況報告について、お詫びを申し上げます。今回の統計法施行状況報告の取りまとめの過程で昨年報告いたしました平成26年度統計法施行状況報告に一部数値の誤りがあることが分かりました。調査終了時から公表までの期間についてのことです。今回の平成27年度の施行状況報告をホームページに掲載すると同時に、平成26年度の誤りについても掲載する予定です。この場をおかりして、統計委員会の委員の皆様にお詫び申し上げるとともに、委員の皆様には、この内容を本日中にメールにて改めて報告させていただきます。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。後ほど御決定いただく資料2の審議の進め方を決めてから、これに沿って7月以降の基本計画部会において審議時間を設けて御議論いただくという形になりますが、現時点で確認しておきたい事項があれば、お願いします。

私が少し確認したいのですが、14ページの標本の交替の状況とか欠測値補完の状況、それぞれについて数字が出ているのですが、これは具体的にどの統計かというのは、調べたら分かるような形になっているのですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 はい。

○西村部会長 はい、分かりました。

いかがでしょうか。それでは、ありがとうございます。

それでは、次の議題というか、これに直接絡んだ議題ですが、今後、本日御報告いただきました内容を踏まえて、平成27年度の統計法施行状況に関する審議を行っていただくということになることから、審議の進め方について御議論いただきたいと思います。先ほど事務局から紹介がありましたように、関係する資料は資料2です。

今年度は、従前から行っている基本計画への取組状況に関する審議、未諮問基幹統計の確認、そのほかに新しく横断的課題の検討ということも、統計法施行状況審議の一環として行う形になりました。

また、基本計画への取組状況に関する審議につきましては、昨年度9件ですが、今年度は15件に増加することが予定されています。同時並行して横断的課題検討部会の審議も行われる形になりますから、効率的な審議というのがどうしても必要になります。

この考えに基づきまして、基本計画の取組状況に関する審議状況につきましても、事前に委員の皆様にご意見を伺った結果をもとにして、私と事務局の方で整理したものを資料2の中に盛り込んでおります。なお、各委員からお聞きした各府省に説明を求める事項

についての御意見は、資料3のこの横長のところに整理しております。

まず事務局から、この資料について説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 それでは、資料2に沿って御説明します。

まず1番、基本的な考え方ですが、この審議は、統計法第55条の枠組みの中で、各府省の基本計画への取組など、法の施行状況について確認を行った上で、必要に応じて再検討、さらなる促進を推進するために行うものです。これまでどおり、基本計画への取組状況が年度前半、未諮問基幹統計の確認が年度後半ということを用意しております。

2番目の基本計画への取組状況に関する具体的な審議の進め方ですが、審議は、この基本計画部会で審議いたします。これも昨年同様です。審議の方法は、必要に応じて関係府省から追加の提出資料や関係府省に対するヒアリング等を通じて取組状況や今後の見通し等を確認するという方法で行います。審議の回数としては計3回を予定しております。

次に審議事項の選定の考え方ですが、今回の審議においては、以下の1)の事項は全て確認することを基本に、上記審議回数や以下の2)を総合的に勘案して選定いたします。

審議対象とする事項ですが、基本的には「平成27年度末まで」となっている事項を中心といたします。そのほか、「平成26年度末まで」で昨年度審議で評価を先送りしたものや、上記以外の実施時期になっていますが、前倒しで担当府省が実施済みあるいは実施困難の結論を出している事項。またそのほか、平成27年度に取り組んだ事項の中で委員が本年度に審議で重点的に確認しておくべき事項も含まれております。以下のものは、既に答申済みなどのものは審議対象としないこととしております。

審議事項を選定する際に考慮する事項としては、複数の委員から意見が出るなど統計委員会全体として関心が高いもの、取組が不十分だと委員が考える課題、また経済財政諮問会議などで指摘があったもの、政府全体の統計整備への効果が大きいものなどを勘案して、総合的に判断いたしております。

その結果ですが、審議事項として以下の6項目を選んでおります。

審議時期も含めて書いてありますが、まず第1回目の審議事項は、7月26日の基本計画部会でやる予定にしております。経済センサス-活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備についてです。これについての各委員の意見、質問等は資料3に詳しく載っておりますので、後ほど御覧いただければと思います。2つ目は、売上高等の集計に関する消費税の取り扱いについてです。

第2回目の審議事項としましては、8月25日の基本計画部会で予定してございまして、第3次産業活動指数の基幹統計化について、建築物リフォーム・リニューアルの把握について、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計について、e-S t a tによる情報提供機能の改善についてを予定しております。

審議スケジュールです。別紙3と書いてありますが、7ページ目を御覧ください。本日、基本計画部会で審議の進め方を決定いたしまして、7月と8月に具体的な審議を行い、9月に審議結果報告書を審議、決定、公表する予定になっております。

次、3番目ですけれども、未諮問基幹統計の確認に関する具体的な審議の進め方についてです。これは年度後半に行うことを予定しております。

どの機関に未諮問基幹統計があるかについては、最後のページを御覧ください。これは平成27年10月時点のものでして、この中では諮問にかかっているものもあるので、これよりも減るとは思いますが、どの統計を未諮問基幹統計として審議するかにつきましては、10月に本年度の審議の進め方を改めて決定したいと思っております。

その他ですが、上記のほか、平成28年4月26日の第97回統計委員会及び5月20日の第1回横断的課題検討部会で――書面で開催したのですが――で決定したとおり、統計法施行状況審議の一環として当面「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」について、横断的課題検討部会及びその下部組織である新旧データ接続検討ワーキンググループで審議することとし、平成27年度統計法施行状況報告を受けて速やかに着手します。審議の結果は、上記の基本計画への取組状況に関する審議結果報告書に含めて取りまとめる予定です。

私からの説明は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

私から若干補足させていただきたいと思えます。事務局から説明がありましたように、統計委員会としては基本的に1、実施時期が「平成27年度末まで」となっている事項、2、実施時期が「平成26年度末まで」となっているが継続審議となった事項、3、実施時期が上記以外となっているが前倒しで担当府省が新たに実施済みあるいは実施困難の結論を出している事項については全て確認するというを基本にしたいと思えます。何か漏れがあると、これは非常にまずいと思えますので、基本的には全部カバーするということです。

また、審議しなかった事項については、各府省からの報告に関して統計委員会として、現時点において改めて確認する必要はないと判断したという形で進めさせていただきたいと思えます。紛れがあっては困りますので、そういう形でお願いしたいと思えます。

ただし、今から申し上げる3件につきましては、統計委員会として引き続き注視して、必要があれば審議したいということでお願いしたいと考えています。

まず1件目は、川崎委員から審議要請のあった経済センサス - 活動調査の結果を生産構造及び中間投入構造に活用するという非常に重要な点であります。国民経済計算への適用は平成28年度末までに実施することになっておりますので、引き続き統計委員会として注視していきたいと思えますので、必要が何か生じれば当然審議するという形で対処していきたいと思えます。

2件目は、宮川委員から審議要請のありました同一企業内取引についての把握の可能性ということですが。報告書では「把握可能性について引き続き検討を進める」としておりますので、当然ながら引き続き注視していきたいという形であります。これも具体的に何か案件が出てきた段階で、必要であれば審議するという形で、審議するとなると、色々と手続を踏まなければいけないのですが、その手続は既に終わっているという形で、すぐに審議に入れる形にしたいと思っております。

3件目は、これはなかなか難しい問題なのですが、観光地域経済調査であります。平成28年度調査は行わないという結論ですが、同時に都道府県別の旅行者数や旅行消費額については加工統計の作成に着手することになっておりますので、進捗状況については引き続き

き関心を払っていきたいと考えています。基本計画によれば、観光統計の体系整備については28年度末に結論を出すということでありまして、観光統計全般について来年度以降審議したいと思います。この点については、もとになる統計調査そのものが、まだきちんとした形でまとまっておりませんので、我々としても、なかなか急に審議ということはできないかもしれないのですが、そういうものが整ってきた、もしくは我々の方で何らかの形でインプットすべきことが生じたという形であれば、これも機動的に取り上げていきたい。そして、観光統計全般については来年度以降に審議するという形にしたいと思います。

それでは、ただ今の事務局からの説明及び私からの補足説明について、御質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今後の審議の進め方については案のとおり御了解いただいたということとしたいと思いますので、今後はこれに沿って審議を進めていきたいと思います。皆様よろしくお願いいたします。

なお、基本計画の取組状況に関する審議では、特にこの資料3にあります各委員の問題意識というものが明確に出ておりますので、それを踏まえながら重要な事項を中心にポイントを絞って説明、御議論をお願いしたいと思っております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村部会長 それでは、そのようにお願いします。

今回の部会から、本日決定しました資料2の平成27年度統計法施行状況に関する審議の進め方に基づいて具体的な審議を行ってまいります。各府省におかれましては、今後、基本計画部会の審議について、施策の取組状況の説明や御意見の聴取など、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、以上で本日予定された議事は終了いたしましたので、本日の部会はこれまでとさせていただきます。

最後に、次回の基本計画の日程について、事務局から説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は、7月26日火曜日、10時から開催予定の統計委員会終了後に開催します。開催場所も含めて詳細は別途お知らせいたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会を終了いたします。ありがとうございました。